

文教委員会会議録

平成18年7月3日(月)

(開 会) 10:05

(閉 会) 12:44

○ 委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

「議案第63号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 学校給食課長

おはようございます。

議案第63号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計予算について補足説明いたします。

予算書の401ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億8,870万1,000円と定めるものでございます。

また、第2条で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為を掲げておりますが、詳しくは404ページをお願いいたします。

給食調理等業務委託料(庄内中学校)として、平成18年度から平成20年度まで1,869万円の債務負担行為を予定しております。

内容の主なるものにつきましては、事項別明細により、歳出の主なものから説明いたします。

408ページをお願いいたします。

1款学級給食費1項学校給食費1目一般管理費の計4億9,405万2,000円は、職員52人の給料、職員手当等で、また調理補助の臨時職員等に係る経費として賃金を計上いたしております。

409ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金4,104万7,000円を計上いたしております。

410ページをお願いいたします。

2目給食事業費の1億3,204万4,000円は、2つの給食センター及び13校の給食施設の運営を行うための経費、光熱水費等、また施設を維持管理するための施設設備保守点検委託料等の経費を計上いたしております。

411ページをお願いいたします。

13節委託料の調理等業務委託料は庄内中学校分で、給食センター配送業務等委託料は飯塚学校給食センター分であります。

3目学校給食賄い材料費の4億4,837万4,000円は、教職員を含めた小学校22校の児童、約7,500人、中学校12校の生徒、約3,800人及び幼稚園児約90人の合計約1万1,000人分の給食賄い材料費を計上いたしております。

続きまして、2款公債費1項公債費1目の利子423万1,000円は、地方債2億110万円の返還利子であります。

最後に、予備費1,000万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについて説明いたします。

もとに戻っていただきまして407ページをお願いいたします。

一番上の1款給食事業収入1項給食事業収入1目の学校給食費の4億4,727万4,000円は、先ほど説明いたしました約1万1,000人の給食費を計上いたしております。

3款繰入金1項一般会計繰入金の6億3,941万5,000円は、市が負担すべきものとさ

れている職員給与、手当、賃金及び学校給食施設の維持管理費等に充当されます。

最後に、4款諸収入1項雑入は、臨時職員の社会保険料負担金及び給食費の過年度収入であります。

以上、簡単ですが、飯塚市学校給食事業特別会計予算の概要の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず、本題に入ります前に、今回新しく特別会計として委員会付託がなされたわけでありませぬ。

私、特別会計になったことを正直言いまして存じ上げませんでして、話に聞きますと4月の議会のときに209条に基づく条例制定と、それに伴う特別会計への移管をされたという——もちろん、これは専決でされておりますので。

そしてまた、そのほかにも膨大な数の条例制定等がありましたんで、残念ながら私は存じ上げませんで——今回この特別会計になったことということに対しましては、ちょっと自分なりで驚いておったんですけども。

そこで、大変申しわけないんですけども、これまでずっと一般会計でされておって、今回、合併を契機に条例制定をされて特別会計へ移管されたという。

もちろん、そうした方がいいということで、メリットの方が多いいということになされたんだらうと思いますけども、この際ですので、もしよろしければ、いかなる理由で、いかなるメリットをもって特別会計への移管をされたのか、御説明をいただければ幸いです。

○ 学校給食課長

合併前の学校給食会計につきましては、1市4町での事務処理が異なっておりました。

そのため、協議した結果、給食事業においては特定の収入をもって歳出に充て、一般会計と区分して経理をする必要があることから特別会計を設置したものでございます。

○ 永露委員

そういうことは理解できるんですよ。

だから、具体的に飯塚市は——失礼ですけども——旧飯塚市は、これまでずっと一般会計でやってきたわけですよ。

特別会計じゃなくて、給食会計を。

今回、改めて合併を契機に特別会計へ、条例制定されて移管されたということにつきましては、それに伴うメリットがあるという、具体的な、このようにした方が、より明確な、例えば収支決算がわかるとか何とかいろいろ理由があると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○ 学校給食課長

旧飯塚市におきましては、給食会計につきましては私会計、学校給食会計は私会計でございました。

このたび特別会計に関するものにつきましては、歳出の区分を明確にするということもありますので、特別会計にて行なっているということでございます。

○ 永露委員

歳出会計を、より明確に、わかりやすくするための特別会計であるという御説明だと思っております。

確かにそのとおりだと思うんですけども、そうであるならば、なぜそのような措置を前もって以前からなされなかったんですか。

○ 教育部長

先ほど担当課長も説明しましたように、給食につきましては飯塚、筑穂、庄内、顛田につきましては私会計——私会計で行ってまいりました。

また、穂波については公会計、一般会計でやっておったわけでございます。

それぞれ給食、歴史、経緯ございまして、それぞれの市町では特別会計ではやってこなかったわけでございますけれども、合併を機に一つの統一したルール、あるいは一番メリットのあるルールということで、合併協議の段階から担当、課長等々関係部課とも協議をしまして、最終的に給食事業につきましては特別会計で行うということで決定したものでございます。

○ 永露委員

言われることはよくわかるんですよ。

言われることはよくわかるんですが、だから先ほど申し上げましたように、そうであるならば、なぜもっと早く、例えば、もう合併を今しておりますけれども、例えば旧飯塚市においても、そういうふうな措置をなされなかったのですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:17

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 永露委員

言われんとすることは十分理解できますけれども、例えば、すべてのものについてもそうですけれども、このような改めた方がいいというものにつきましては、なかなか役所は変えることを嫌うんです。

もう典型的な先例主義ですから。

だから、何かこうした方がいいということを——確かに今度、市長が新しくかわりましたので、これを契機に——こういうふうに変えた方がよりよいものにつきましては、どしどし市長にも提案されて改革をされていっていただきたいというふうに申し上げておきます。

内容に入りますが、賄い材料費ですね、結構な金額ですけども。

この賄い材料費につきましては、今、食の安全とかいうことが特に問題視されております。

それで材料購入につきましては、どのようなシステムでなされておりますか。

○ 学校給食課長

賄い材料費の購入でございますが、5月に給食材料の購入先調査をいたしました。

野菜類、キャベツ、タマネギ、ジャガイモあたりです。

果樹類、ミカン、バナナなどです。

畜産類、卵、豚肉、牛肉、鶏肉です。

それから、麦、大豆、加工品、これはみそ、豆腐、納豆類です。

それから調味料、その他、かまぼこ、コンニャク、練り物などにつき、これらは主に地元のスーパー、個人の商店等で購入いたしております。

一方、県の学校給食会では、主に肉、魚の加工品、乾物、漬け物、乾めん、砂糖、缶詰、小麦粉、調理加工品（ハム、ベーコン、ジュース）などが、県学校給食会より購入いたしております。

この購入の割合につきましては、おおむね約70%が県の給食会で購入いたしております。

○ 永露委員

70%が県で、残りの30%が直接スーパー、あるいは個人商店等を通して納入しておるといことですが。

例えば、県の方はちょっとおきまして、30%の購入、納入につきましては、スーパー、個人商

店等からの受け入れをされておるんですけども、その例えば産地ですね。

どのようなところからの、どのようなものを入れておるといふものについては、チェックはされておりますか。

○ **学校給食課長**

実は、私どもチェックはしておりませんが、納入の際は地元の購入であるということになりますと、地元からの仕入れというふうには理解しております。

○ **永露委員**

チェックしてないということですので、そうでありますと、それはすべてスーパー、あるいは個人商店に完全にお任せをしておるといふことですね。

ということですのでよろしいのでしょうか。

○ **学校給食課長**

栄養士、栄養職員が、それぞれ献立しましたときに、それぞれの材料を地元のスーパー、あるいは商店に注文しているという状況でございます。

○ **永露委員**

重ねてお尋ねをいたしますが、飯塚市が受け入れをするもの、例えば野菜なら野菜で結構なんですけど、そのものについて飯塚市は無条件に搬入先から、例えば商店、スーパー等から持ち込まれるものについて、無条件にそれを使用しておるといふことですか。

○ **学校給食課長**

仕入れた商店からは、何々産という報告はあっております。

○ **永露委員**

先ほど、チェックしてないと言ったやないですか。

○ **委員長**

答弁できますかね。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 23

再 開 10 : 25

○ **委員長**

委員会を再開します。

○ **永露委員**

少しくどくなつたんですけども、今、例えば個人商店でもスーパーでも、例えば野菜につきましても、大変多くの外国物の野菜がたくさん入ってきておるんです。

それで、どこの国とはいいいませんが、ある国なんかでは野菜の栽培方法につきまして、少し日本では考えられないような栽培をやっているところがあるんですよ。

どこの国とはいいいませんが。

かなり問題のある栽培方法をやるとなるとなにかも、例えば農薬等につきましても、そういうところが結構あるんですよ。

だから、そういうのが今はたくさんスーパーや個人商店に並べられておりますし、少なくとも、ある程度、例えば国産品であれば、かなりそういう問題は解消されるんですけども、少なくともそういうところぐらいまでのチェックはあつてしかるべきではないかと思うんで今申し上げておるんですが、いかがでしょうか。

○ **教育部長**

先ほど担当課長が——いわゆる地産地消、地元の産物についてのお尋ねがありましたけれども、これは飯塚市の議会でも答弁を、17年3月ですから、昨年3月の議会で答弁しておるわけでございます。

担当課として、認識不足は謝りたいと思っております。

その中で、米につきましては地元産、いわゆる嘉飯山——合併しましたから嘉飯山という名称が適当かどうかはわかりませんが——この地区で生産されたものを使用しております。また、野菜につきましては、できるだけ地元で生産されたものを納入するように、地元の食材納入業者には依頼をしておるということでございます。

以上でございますので、先ほど答弁で不十分な点は訂正させていただきます。

○ 永露委員

少なくとも食に関しては最低限、安全に関しては、より厳しくチェックをして納入をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、今、学校給食費のいわゆる滞納がかなり全国的に問題視されておりますが、今、飯塚市の滞納に関する現状はどうなっておりますか。

それと、もしよろしければ、旧自治体ごとに出していただければお示し願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 学校給食課長

17年度の滞納でお示ししたいと思います。

給食費の未納状況であります。17年度では、小中学校合わせまして飯塚地区が収納率98.7%です。

穂波地区が収納率約96.4%です。

筑穂地区では未納者はありません。

庄内地区では収納率99.03%です。

颯田地区につきましては収納率約96.51%です。

○ 永露委員

今、17年度の決算についての収納率を言われましたけども、申しわけありませんが、率ではなくて金額を言っていただけませんか。

○ 学校給食課長

滞納額で申し上げますと、飯塚地区では約346万1,000円です。

穂波地区では329万9,000円です。

筑穂町は、さっき申したとおり滞納者おりませんので0円です。

庄内地区では21万9,000円です。

それから、颯田地区では94万2,000円の滞納額であります。

計792万3,000円が全体の滞納額でございます。

○ 永露委員

平成17年度決算で総計790万ということですか。

それで、これは例えば不納欠損の時期があると思うんですけども、不納欠損からの現状の累計の滞納額は幾らですか。

○ 学校給食課長

飯塚地区だけしか、手元に資料がございません。

過去5年間で、平成12年から16年度の金額では910万ほどです。

今のは小学校でございます。

中学校につきましては約709万でございます。

○ 永露委員

現在の累計滞納が小中合わせて、旧飯塚市だけで約1,600万の滞納があるということですが、そのほかにも合わせますと1市4町を合わせますとかなりの滞納があると思うんですが、これのいわゆる回収につきましては、どのような手だてをとっておりますか。

○ 学校給食課長

現在、職員でもって旧飯塚市——合併したばかりですんで——旧飯塚市につきましては戸

別に徴収訪問をいたしております。

合併いたしまして、平成18年度からは、1カ月滞納いたしますと督促状、2カ月滞納しますと催告状、3カ月滞納しますと訪問いたしまして徴収したいというふうに計画しております。

○ 永露委員

その訪問は、どなたが行かれるんですか。

○ 学校給食課長

市の職員と、臨時職員を1名雇用しておりますのでペアで、職員と臨時職員とで参りたいと考えております。

○ 永露委員

定かではないんですけども、マスコミ報道等で見聞きするわけですけども、いわゆる教職員による訪問等は、うちではあっておりませんか。

○ 学校給食課長

教職員の訪問の徴収はいたしておりません。
ただ、指導はいたしております。

○ 委員長

答弁はいいですか。

○ 学校給食課長

先ほどは指導と表現いたしましたが、教職員の方から保護者の方に伝えておるといふこと
でございます。

○ 永露委員

そこら辺が非常に大事などこなんです、再度お尋ねいたしますが、教職員による指導とい
うふうなあいまいな言い方をされましたけども、例えば具体的にどのような指導をされてお
るんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:37

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 学校給食課長

先ほどは教職員の指導をしておりますということを申しましたが、申しわけありません、指
導してないということですので取り消させていただきます。

○ 永露委員

そうしますと、いわゆる滞納給食費につきましては、一切、教職員はタッチしてないとい
うことで理解してよろしいんですか。

○ 学校給食課長

はい、そのとおりであります。

○ 永露委員

聞きおきます。

それで、いわゆる学校給食費の滞納につきましては、それぞれの学校でもそうなんです
が、PTAでもそうなんです、大変問題になってるんですよ。

それで、非常にこれは難しいんですよ。

金を払わんから食べさせんちゃうわけにいかないので、幾ら払わんといってもね。

それができんので、この学校給食の難しさがあるんですけども、そうはいっても、払わんで
いいというもんじゃないんです。

やはり、ある一定の厳しさをもって払わせる、回収をするという姿勢は必要だと思うんですけども、その点についての決意があればお聞かせ願いたい。

○ 教育部長

確かに学校現場における給食費の問題等、教育の問題等、いろいろ難しい問題がございます。新市になりまして児童生徒数も多いということですから、学校給食費の徴収についてはきちんと対応していこうということで、先ほど担当課長が言いましたように早めの対応と申しますか、額が重なりますと支払いについてもかなり負担になってくるということで、滞納の傾向があるかといいますか、滞納は1カ月、2カ月、おくれましたら即、督促状、催告状等を発して注意を喚起すると。

あと、滞納がずっと積み重なれば戸別訪問をして支払っていただくということで、きちんと対応して、今後まいりたいと思っております。

○ 永露委員

ぜひ、そういう態度で臨んでいただきたいと思っております。

それと、せっかく教育長、初めてこういう場でお会いしますんで、少し教育長とお話をさせていただきたいと思うんですが。

私は、残念ながら給食の経験が全くないんですね。

全くないんです。

私は稲築なもんですから、鴨生小学校と稲築東中学校を出ておりますけども、正直、給食の経験がないんです。

それで給食がどんなもんか全く知らないんですけども、ただ私どもはすべて、その当時、基本的に弁当を持ってきておりました。

弁当の時間になりますと、二、三人、表に行って鉄棒やブランコで遊んでおるという子供が、同級生が、どこのクラスにも二、三人いました。

そういう状況で暮らしてきておりましたんで、子供心に何か不自然さを感じておったんですけども、そういうことをなくすための——栄養的価値なものもありまして——学校給食が始まったんだらうと思うんですけども。

その当時の学校給食のありようと現在の学校給食のありようは、時代の流れで全く違うものにさま変わりしてきておるといふうに私は感じておるんですが、まず学校給食のありようについて、教育長の御存念をお伺いしたいと思います。

○ 教育長

私自身も、多分、小学校2年生ぐらいのときだったと思います、給食が始まったのが。そういう経験があるわけですけども。

それからまた、中学校の教員してるときも、給食はございました。

確かに言われるように、最初に始まったときの学校給食の趣旨と、現在は随分変わってきたというふうにも思っております。

私はもともと、やっぱり弁当は保護者がちゃんとして子供たちに食べさせるべきだというのが基本的にありました。

そういうふうには思っただけで、どちらかという学校給食反対の気持ちがあったんですけども、最近では変わってきました。

学校給食がないとだめなんだというような発想に変わってきております。

これは一つ、やっぱり社会の変化だと思いますけども、最近の子供たちの実態を見てみますと、保護者、共働き家庭が多くなったせいも多いと思いますけど、何かあると食事が、いわゆるお金で片づけられているといひましょか。

お金をもらって、そして夕食をする子供たちも非常に多くなってきているということも実態として出てきているわけがございますし、それからまた、最近では朝御飯を食べてない子供たち

も非常に多くなってきているという実態が、数字としてかなり高まってきております。

そういうふうな社会の変化の中で、家族構成とか食事の実態とかいうのが変わってきておりますので、学校給食というのは唯一栄養のバランスがとれた食事でもありますし、さらには安全安心して食べられる食事でもあるわけでございますので、そういう意味で、これから先の学校給食は、やっぱりなくてはならない非常に重要な役割を果たすようになってきたというふうに思っております。

○ 永露委員

教育長によりますと、以前はいわゆる弁当派であったと。

ところが最近では、もろもろの状況の変化等の中で、給食は存在させなければならない、あるべきだというふうな考えが変わってきたというわけですけども。

最初に申し上げておきますけども、私は完全な弁当派であります。

少なくとも、最近、食育というものがよく言われておりますけども、食育まで学校現場に任せるということについては、いささか疑問を持っておりますけども、それはそれで仕方ありませんけども。

そこで、教育長、お尋ねをしたいんですけども、過去、飯塚市でも問題がありましたけども、メラニン食器という食器導入のときに非常にもめまして、給食をさせないと。

うちの子については弁当を持っていかせるというようなことで、かなりの数の保護者の方が子供たちに弁当を持参させていったことがあります。例えばうちは給食をさせないと、うちは弁当を持っていかせると、子供には自分が責任を持って弁当を持って行かせたいんだというふうな保護者がおられた場合には、それはお認めになられますか。

○ 教育長

先ほど言われました食育まで学校に任せるといふところの問題もちょっと含みがあるわけですけども、私としましては、家庭の食事のあり方が随分変わってきたというふうに思っておりますので、今はもう食育まで学校の給食の中で考えていかなければならない、そういう時代になってきたというふうに、社会のさま変わりといひましようか、そういうふうになってきたんだというふうに自分自身は受けとめております。

ただ、学校給食のありようにつきましては、私の知る範囲でもいろんな試みがあつてみたいんです。

メニュー方式を取り入れている学校もあるやに聞いてますし、それから先ほど言われましたように弁当持参と給食と、両方の選択肢を与えているところもあるというふうに——具体的にちょっとどこだったかは忘れちゃったけども——そういう話も聞いたことがございますので、そういう選択のやり方もあるのかなというふうに思っておりますけども、現時点では学校給食はやっぱり一律でやるべきだというふうに思っております。

裏を返せば、先ほど滞納者の話が出まして、それが非常に高額になっておるわけでございますけども、そのことと絡み合いながら弁当が出せる家庭の状況であるとか、そういうふうなことを考えていきますと、滞納者の部分というのが支払い能力がなかったりとかいうようなことも現実にはありますので、そういうふうなことを考えていきますと、果たして家庭の方で弁当が作れる状況があるかどうかという、そのところも正直言って非常に心配な面がございますので、現時点では弁当も可ですという形での学校給食のありようは、今私の中では考えておりません。

○ 永露委員

済みません、最後になりますけども再確認いたしますが。

今、教育長は、弁当持参が可という方向の考えは持っていないというふうに受けとめたんですけども。

例えば、ある家庭の子がどうしても弁当を持って行かせたいというような申し出があつたとき

には、これは今の方針からいきますと否というふう判断されるわけですか。

○ **教育長**

そういう家庭も出てくる可能性があるということはわからないでもないんですけども、一斉に給食を食べて、給食も学校の中では一つの授業というふうに取り上げて、そしてやっている関係もございますので、もしそういうふうな形が具体的に出てきますと、やっぱりその中での指導の仕方というのが非常に難しくなってくるのではないかというふうなことも考えますので、あえて「現時点では」というふう限定させていただきたいんですけども。

今後、そういうふうな可能性があるのかなというの、わからないでもないんで。

でも、今の段階でそれを可ということには、ちょっと今、私も断言できませんので。

今の段階では、やっぱり学校の一斉給食の中で学校として指導してもらいたいと思っておりますし、そういうふう食育の問題についても全体の給食の中で指導していただきたいというふうに思っております。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **本田委員**

まず最初に、今後の給食事業に大きくかわり影響することが考えられますので、食育基本法についてお尋ねします。

食育基本法をご存知のとおり、去年の6月17日に制定されて、もう既に1年以上たっております。

この食育基本法の趣旨なり理念なりを、学校給食課としてどのように受けとめてあるのか、お答えください。

続いて、教育部長、教育長の順でお答えください。

○ **学校給食課長**

教育基本法の制定につきましては、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊急な課題となっていることにかんがみ、食育に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と、豊かで活力ある社会の現実に寄与することで、この基本法は制定されました。

○ **本田委員**

ただいま学校給食課長は、この前文のとおり、そのとおり一字一句間違えないように読まれたと思いますが、この食育基本法を現在、飯塚市は給食事業をやっているわけですから、それとの関係でどのように受けとめてあるのか。

このとおり読みなさいと私は質問してないんですね。

食育基本法の趣旨なり理念を、今現在の飯塚市が行っている学校給食の事業とかかわって、どのように受けとめているのか、どのように理解しているのか、その肝心なところを言っていたきたいと思います。

もし答弁できるようでしたら、お願いします。

○ **学校給食課長**

食育推進基本法の中で、自治体に取り組む推進基本計画の中で、基本的な施策の中で今後進めてまいりたいということで、家庭における食育の推進、それから学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組みの推進、それから食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、これらを我々が取り組む基本的な施策であると考えますので、この基本方針に沿って、今後はいきたいと考えております。

○ 教育部長

先ほど担当課長が説明しましたように、先ほどの答弁、あるいは委員さんの御指摘のあった中で、食育、給食のありようも戦後直後から現在までと少しずつ、世の中の情勢に従いまして少し変わってきておる部分もございます。

御承知のように、現在は非常に忙しい世の中になってきて、なかなか——毎日の食べ物というのが人間の基本でございますけれども、その大切さが忘れられておるといふような時代背景のもとに、この食育基本法というのが制定されたわけでございますけれども。

やはり、我々は命の一番根源となる食については——先ほど地産地消の問題もございましたけれども——やはり命をいただくという基本的な問題を忘れずに生きていく必要があるのではないかと考えております。

したがって、そういった心身の健康、今から生きていく基本となりますこの食についてを常に念頭に置きながら生きていく必要があるということ、改めて感じておるところでございます。

○ 本田委員

教育長はいかがですか。

○ 教育長

私は、これは読んだのか聞いたのか、ちょっとそれは定かではありませんが、一つのことを信じてます。

もともと人間の体は、例えば栄養素が足りなくなったら、足りなくなった栄養が入っている植物なり食べ物を自然と人間の体が欲求していくということで、昔はそういう中で自分が本当に欲しいものを食べていけば、大体、体のバランスがとれていたと。

ところが、最近いろんな食生活の中で、人工的な添加物とかそういうものがたくさん入ってきて人間のバランスが壊れて、欲求するものが、本来自分の体から欲求するものでなくて、頭の中で考えたりとかいう中で自分の食べるもの等を要求するように人間の体になってきている。現に、子供たちの体がそういうふうな形で育ってきているというようなことで、食の乱れがそういう状況になってきているというようなことを聞いたことがあります。

私自身は、それは正しいのではないかなと——自分は農家の生まれですけども、そんなに栄養のことを考えて食べさせてもらった気持ちはありませんけども、何か自分の欲しいもの、食べたいもの、それは多分体が欲求してきた、そういう時代に私は育ってきたというふうに自分で思いながら、今の体があるというふうに思ってるんですけども。

先ほど言いましたように、今は食の問題が非常に乱れまして、学校教育の方も知育、徳育、体育というバランスのいい教育をとというふうに今まで言われてきておったわけですけども、その知、徳、体に、改めて食育が加わってきて、4つのバランスがうまくできないと子供たちの健全な成長はないというふうに今は言われるようになってきたという、そのことは、やっぱり今まで知育、徳育、体育と言われたものに加えて、非常に食育が大事になってきたんだというふうに思ってます。

ですから、先ほども言うておりますように、食の乱れの中での学校給食の持つ役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思っております。

○ 本田委員

学校教育課長、教育部長、教育長から、それぞれお考えをお聞かせいただきました。

では、その方向性、方向を堅持して一層頑張りたいと思いますが、その食育基本法の趣旨なり理念を、では小中学校の教職員、栄養士、調理師、また現場で働く人たちに対する、この食育基本法の周知徹底はどうなっているのでしょうか。

1年間経過しておりますので。

よろしく申し上げます。

○ 学校給食課長

この食育推進基本計画が5月に市町村へまいりました。
ここの部分のコピーを各栄養士あたり、学校現場へ流しまして、それからもう一点は、食育の日、あるいは食育月間の部分が県の方からまいりましたので、その部分につきましても学校全体で取り組むようという文書を流しております。

○ 本田委員

今、学校給食課長が言われましたように、その取り組みを、一層取り組みを強めてほしいと思います。

では、次に学校給食費の問題についてお尋ねします。
永露議員の質問に対して、るる縷縷説明されましたので、私の質問とダブらないようにお願いしたいと思いますが。

学校給食費については、滞納している保護者については、最初は滞納の通知を。
その後も納入してもらえない場合は督促状と、督促状でも払ってもらえない場合は行政として対で家庭訪問をするというそういった点で、収納率を高めるための努力は認めますが、家庭訪問をしても払えないとなれば、そこには貧困や生活苦が根底に、私はあるんじゃないかと思うんですね。

その辺の十分な配慮をしないと、それ以上、無理に収納率を高めようとするれば、人権侵害だって、私は起こりかねないと思います。

もう既に御存じと思いますが、北海道の三笠市の場合、小学校で全員公費負担の施策がとられております。

もちろん飯塚市と三笠市とは、給食人口、財政基盤など単純に比較はできないと思いますが、この施策の精神は、どの子も楽しくおいしく給食を食べてもらおう、どの子も元気に育ってもらおうという行政、教職員、保護者、地域の、そういった温かい配慮がそこにあるのではないかなと思います。

またこのことは、今、学校給食課長、それから教育部長、教育長が答弁されましたが、食育基本法ともかかわる大事なところだと思うんですね。

学校給食課長も前文の中の紹介がありましたが、次のように書いてありますね。

「子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。

」といったくだん件のところを読まれたと思いますが、この食育基本法の精神とも合致するものがあります。

そういったことで、十分、北海道三笠市の施策のその背景とか、その方向性とか、どうしてそういう政策がとられたのか、十分、今後検討していただくようお願いしたいと思います。

では、給食費の滞納のことについて質問しましたが、筑穂地区と比べて穂波、颯田、庄内、飯塚市は、それぞれ滞納額を抱えているということで、筑穂地区はそれがありませんでしたね。その辺の違いは、額としても大きいでしょう。

筑穂地区は滞納はないと、ほかの地区はそれぞれ滞納を抱えていると。

その辺の違いは一体どこから生まれているんですか、どこからきているとお考えでしょうか、お答えください。

○ 学校給食課長

申しわけありませんが、分析したことはございません。

○ 本田委員

そんな大事なことを、どうして分析してないんですか。

大事な点でしょう。

そこを分析していないと。

ぜひ、分析をしてほしいと思います。

答弁ください。

○ 教育部長

合併いたしまして3カ月後でございますけれども、先ほどから学校給食課長が答弁いたしておりますように、今後、給食費の滞納問題についてはどういうふうに取り組んでいくかということをおっしゃっております。

今後の事務処理を進める上には、先ほど委員さんが言われましたように、それぞれの地区でどういった傾向と申しますか、どういった特徴があるかということについては、今後分析していく必要があると思います。

今後の課題ということで、今後の処理の参考にさせていただきたいと思っております。

○ 本田委員

では最後に、学校給食の残滓についてお尋ねします。

合併前と合併後について、残滓量の、もし比較検討がされているようでしたら教えてください。

それと、さきの永露議員の質問に対して、食材の使用について、地場の食材は30%使われているということ、その内訳としてはスーパーや個人商店、そういう状態を言われましたが、このスーパーの食品だって安全安心でないということで、永露議員もそこを鋭く指摘したところではありますが、私もそのとおりだと思います。

ですから、さきの答弁を聞いていたら、安全安心の点検体制が非常に弱い。

これは子供たちの心身の健康、成長にかかわる大事な問題ですから、それを私の方からも安全点検体制の強化を、ぜひともお願いします。

それと、地産地消、食糧の自給率の向上などいろいろ言われていますが、そういう意味で安全安心の状況で、この30%を40%なり50%なり、そういった方向性はお持ちでしょうか、お尋ねします。

○ 学校給食課長

質問者の、合併前と合併後の残滓の比較はいたしておりません。

したがって、給食の残滓状況でございますが、定期的に福岡県へ報告いたしております平成17年度の学校給食栄養月報の6月と11月と2月調査の残滓率の資料により、この資料によりますと、飯塚地区では小学校の残滓率は平均約14.6%でございます。

中学校の残滓率は平均約17.1%でございます。

なお、飯塚地区は小学校12校、中学校9校のセンター方式でございます。

調査いたしました栄養職員を配置しております——中学校は、失礼しました、9校と申しましたが7校で、訂正いたします——穂波地区では小学校、中学校の栄養職員を配置しております学校で申しますと、小学校は2.8%、中学校は平均約6.2%でございます。

同じく筑穂地区の小学校の残滓率でございますが、これは平均約0.2%でございます。

それから、庄内地区におきましては小学校の残滓率は平均約3.5%でございます。

穎田地区では小学校の残滓率、平均が約2.4%でございます。

中学校の残滓率は平均約9.2%の残滓率でございます。

以上が残滓率でございます。

○ 本田委員

残滓率については今も説明して、わかりますが、そのパーセントでは、量としてイメージできないと私はいけないと思うんですね。

平均でパーセントをずっと出されましたが、これは具体的に量としてイメージすることはできません。

そういう点で、その辺を改めて調査もお願いしたいし、栄養士のいない学校の残滓はどうなの

か、その辺が大事だと私は思うんですね。

栄養士のおる学校については残滓率のパーセントはわかりましたが、量としてイメージできるようにお願いしたいとともに、栄養士のいない学校について残滓量がどうなっているのか、その辺ではどうか。

その辺も大事なところですので、見落としのないように、今後もぜひとも調査をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○ **学校給食課長**

そのように調査の内容を細かく検討したいと考えております。

○ **本田委員**

よろしいです。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **佐藤委員**

1款1項1目1節の学校給食運営審議会委員報酬、これはどういうメンバーで、どのような内容で運営されていこうと思ってるのでしょうか。

○ **学校給食課長**

飯塚市の給食運営審議会の委員でございますが、まず最初に小中学校の校長代表2名でございます。

その次、小中学校の給食主任代表2名でございます。

その次に小中学校父母教師会の会長の代表が2名でございます。

それから、福岡県嘉穂保健所長でございます。

それから、教職員代表2名で構成しております。

全員で9名でございます。

この運営審議会の目的は、教育委員会の諮問により給食調理場の運営に関する重要な事項について調査研究及び審議を行い、教育委員会に答申するものでございます。

○ **佐藤委員**

具体的に——穂波町もあつたんですね、飯塚市もあつたろうと思うんですが——具体的に給食回数とか給食実施回数とか、そういう部分を審議されると思うんですね。

この審議会を、今後どういうふうにかかわっていこうと思ってるのか、教育委員会として。

先ほど、残滓の処理もありました。

例えば旧穂波地区では、この給食運営協議会でパンとかを持って帰らないように、〇—157のときに。

そういう古いしきたりがあって、子供たちが給食を捨てるようになったんです。

だから、ちょっと穂波町は高いんですね。

その穂波町の経験者の校長先生が筑穂町に行ったら、筑穂町は残滓が少ないよと、そういう部分はあるんですね。

給食運営協議会が微妙にかかわっている部分。

そして給食費の滞納についても、ここで審議されるのかどうか。

保護者も入るそうですから、学校も入るそうですから、どういうふうにご利用しようと思ってるのでしょうか。

具体的に審議内容は、ひな形しか、今呼ばれなかったと思うんですね。

教育委員会として、今後これをどういうふうにかかわっていこうと思ってるのか、お聞きします。

○ 学校給食課長

この運営審議会の中での審議する内容、具体的内容だと思っておりますが。例えば給食の回数だとか、給食費の関係だとか、あるいは——献立は献立委員会ありますけども——例えば共同調理場をどのようにするのかというような重要な事項を審議していきたいというふうに考えております。

○ 佐藤委員

これは先行きを見守っていきたいと思いますが、PTAにしても2人なんですね、教職員の方も2人、校長会も2人と。

この広がった飯塚市のことを、ここでどれだけ審議できるんだろうかと、ものすごく不安に感じますし、本来なら学校給食課がしなきゃいけないことなんですよ、学校給食を見つめるということは。

今みたいに全般的に言われたって、あなたたちの仕事やないかと思えません。

例えば、この前、文教委員会で視察に行ったときに、どこの中学校とかは言いませんが、給食を見せてもらったら豆菓子がありましたね。

あれで中学校はカロリー補給をするなんて、もってのほかだと思う。

やっぱり手づくりのものを食べさせる。

そういうのも、あなたたちがやっぱり学校現場に行ってきたらちゃんと見る。

栄養士に任せるんじゃなくて、自分たちの目で、自分たちで食べてみるとか、そういうことをしなきゃ、この学校給食運営審議会にしたところで、有名無実になるような気がします、このメンバーじゃ。

その辺が、どこも中途半端にならないように、この運営審議会も見守っていきますんで、中途半端にならないように要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 原田佳尚委員

給食課長も大変でございましょうけども、もう一踏ん張り。

私、ここで1点お尋ねしたいと思います。

いろんな安全性を考えてと思いますが、いろんな検査が行われているようでございます。

水質検査、細菌検査、それから食材検査と。

このシステムと、どのような検査項目があるのか、まずはお尋ねをいたします。

○ 学校給食課長

まず細菌検査でございまして、検便でございまして。

月に2回行います。

これは赤痢、サルモネラ、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌O-157だとかO-26などでございまして。

あと水質検査でございまして、これは飯塚給食センターの水道水を検査いたしております。

給食用食材検査でございまして、これにつきましては食品、野菜、肉と4品目を抽出しまして、サルモネラ菌等を抜き打ちで検査いたしております。

○ 原田佳尚委員

今の答弁によりまして、細菌検査等は月2回ということですね。

それから、あとは抜き打ちでやると。

先ほど永露委員の方からも言われておりましたけども、いろんなところによって、購入先によって、もう既にやばいものもあるということですよ、先ほどの話からいうと。

今、課長の答弁によりまして、これは抜き打ちでしかやらない。

それから、月2回のもので、これは大丈夫なのかという、一つありますね。

季節的なものがあるでしょ。

夏場はどうしても悪くなるのが早いと。

このあたりは年間通じて、きちんと2回、同じように、ただ役目もんというような感じがするわけですよ。

やっぱり季節的に、どうしても危険性の高いときというのは、もっと注意してやる必要もありますしね。

これについてはどんなふうを考えてあるんでしょうか。

○ 学校給食課長

細菌の検査につきましては、月2回、衛生基準の中で定められております。

それから、毎日、給食につきましては検食を——給食、できたものを各学校に配付する前に、職員、栄養士、あるいはその所の所長なりが食事をいたしまして、その後を持って行っております。

○ 原田佳尚委員

何か、わかったようなわからんような回答をいただきましたけども。

じゃあ、別な角度から質問させていただきます。

細菌検査というのは、要するに職員ですね、臨時職員を含めたところの職員の検査ということと、一つは施設の検査がありますね、水回りとか、そういったものまで含めたものであるのか。はたまた食材についても、そういうものを抜き打ちで、そこまで含めてやるものか。

こちら辺、ちょっと具体的にお答えをいただきたいと思います。

○ 学校給食課長

水質検査に上げておりますものにつきましては飯塚給食センターでございますが、これは毎日行っておるということです。

年に1回、保健所の検査が、施設の検査でございますが、年に一遍、保健所からの施設の立入検査がっております。

○ 原田佳尚委員

質問の意味、よくわかってらっしゃるんですかね。

いいですか。

例えば職員が、はっきり言ってしまうれば検便なり何なりをやると、具体的にそれをやると。

それから、今度は設備、備品についてもそういう調査があるかないか。

水回りについても調査をするかどうか、こんだけ具体的に聞いているんですよ。

今、保健所といいましたけど、保健所がどのくらい、大体年にそういう立入検査があつてるんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:21

再 開 11:32

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 学校給食課長

職員の検査につきましては、検査は月に2回、検便検査でございますが月に2回行っております。

また、施設の清掃は毎日行っております。

それから、年に1回、保健所の立入衛生指導に基づいて、衛生面での清掃を行っております。

○ 原田佳尚委員

検査につきましても、繰り返しになりますけども、季節面に対応した検査をやっぱり行って

いただきたいと思うわけであります。

それから、個人の商店とか出入りの業者さんですね、こちらにもやはり義務づけるとか、例えば食品検査と同じようなことを、せめて月1回、2回、同じような形で義務づけるとか、そういう配慮を、今後検討をいただきたいとこのように思っております。

このような検査が、大体どのような形で行われたというのはわかりましたけども、こういったすべての、先ほどから出ておりますように食育というものを踏まえた上で、学校教育としてはどのようなとらえ方をされてあるのか、トータルなところでの御意見を伺いたいと思います。

○ 学校教育課長

学校におきましては、まず一番に、食に関する一番のねらいは、楽しい食事や給食活動を通して、豊かな心を育成し社会性を養うということが本来のねらいではないかと思っております。そのために食に関する指導につきましては、給食の時間における指導だけではないと思っております。

特別活動、あるいは学級活動、あるいは高齢者を学校に呼びまして食事を一緒にする学校行事等、そういったものを通して教科内容とも関連づけまして、学校の教育活動を全体で行うものであるというふうにとらえております。

最終的に、その指導に当たりましては、学校栄養職員、それから担任、学校では給食担当者というのがおりますので給食担当者、さらには養護教諭などと連携して実施していかねばならないものだととらえております。

最終的に、家庭や地域とも連携を図りながら推進をしていきたいと思っております。

○ 原田佳尚委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、こういった検査が行われてはおりますが、不幸にして、例えば細菌性であるとか食中毒とか、そういったものが仮に不幸にして起きた場合、いろんな補償だの何だのということが非常に厳しくなっております。

この辺についてはどのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

○ 学校給食課長

次回、回答いたしたいと考えております。

○ 教育長

絶対そういうことが起こらないようにということが、もう大前提でございまして、日々、つくる方も食べる方側のところでも、そういうことが起こらないように、精いっぱい私の方からも指導していきたいというふうに思っています。

もし方が一ということでの御質問かと思っておりますけども、あんまりそれを想定して考えたことはないんですけども、かつて私は別のところでそういう場に直面したことがあるわけですけども、非常に厳しい施設調査もありますし、いろんな検査もございまして、そういうことがないように現時点では努力していくということで回答をお許しいただきたいと思っております。

○ 原田佳尚委員

検査をこれだけ実施して努力していくということでありますけども。

水質検査手数料が6,000円、それから食材検査の手数料が4万1,000円ですね、年間で、ここに組んであるのは。

今言いましたように、例えばそういった、あつてはいけないことではありますけども、不幸にしてそういったことがあった場合、例えば、車なんかはここへ書いてありますね、自動車賠償責任保険料だの何だのと。

こういったものに、保険というような形はどのようにとらえてあるのか、これをちょっと最後にお伺いしたいと思うんですが。

○ 委員長

どなたの答弁ですかね。

——答弁できますか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 11:39

再 開 11:39

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 原田佳尚委員

保険について、今言いましたけども、耳慣れないかもしれませんが施設賠償とか、そういったぐいの保険なんかがありますよ。

そういったものも、ぜひ今後検討してやっていただければ、父兄としましても安心して給食をいただけるのではなかろうかと、このように考えております。

幾ら検査をやっても、どこも何にもやってないからそういう事故が起きたというんじゃないと思うんですよ。

やはり、何かの手違い、不幸にしてそういうことが起こった。

起こったときには大変な金額が発生するわけですから、そこら辺も、今後十分に検討していただきたいと思います。

また今後、文教委員会がありました席上いつでも結構でございますから、そこら辺についての推移なり検討結果なりをお聞かせいただければ、それで結構です。

終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

先ほどから地産地消というお話が出てきておりました。

30%という、地元から用立てということが30%ということで、少し、やはり少ないなと思っております。

1市4町が合併して、農家を営んでいらっしゃる方々が大分多くなっているのではないかと思います。もう少しこの率、30%でなく、先ほども出ておりましたけれどもパーセントを上げていただきたいと思っております。

給食のことですが、私たち女性というのは割とつくる方の立場になりまして、これは給食というのは本当にありがたいなと思っております。

また、朝、食べていけない子が多いと最近聞いております。

「早寝、早起き、朝御飯」というキャッチフレーズもできておりますが、朝を食べていけない子がいるためには、やはり給食というのは必要だと思います。

その中において、私は西日本新聞の食育の欄で、ある学校においては月に1回、お弁当の日を設けている。

そのお弁当も、自分でつくって持ってきていただくということで、しっかりテーマを取り上げて——テレビでもあっておりましたが——男の子も女の子も一生懸命弁当づくりに取り組んでいるという内容がありました。

これは本当に食育だと思います。

今から生きていくために、つくれるということが大事なことはないかと思っております。

学校においても、家庭科等でお弁当のつくり方等も入れていただいて、ぜひ本当に、月に1回の食育の日として、お弁当を持ってくるということも大事な取り組みではないかと思っております。

これはいろいろ問題があるかもわかりませんので、要望としてしっかりこのことについて話し合っただけでないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○ 委員長

要望ですか。

○ 柴田委員

要望です。

こういうことをしっかり学校で話し合っ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 深田委員

今ここへ予算を組んである給食が、飯塚市は給食センター方式、それから庄内は委託、学校によっては学校で職員を採用して各々の学校で給食室があって、そこでつくったものを食べさせている。

多分、ばらばらであったと認識しております。

将来は、それをどう変えられるかは別として、前の質問のときも管理栄養士が何人いるかといったものの資料ももらいましたが、管理栄養士さんもたくさんいらっしゃいます。

それで、管理栄養士等々が対応されて献立を一本にされる方が、私はいいんじゃないかと思えます。

それで、ちょっとお尋ねいたしますが、404ページの総合給食調理業務委託料が18年から20年度までで1,869万になっておりますが、これは3年分の金額でしょうか、それとも1年分の金額でしょうか、お尋ねいたします。

○ 学校給食課長

この債務負担行為の金額は18年度から20年度までで、18年度につきましては、この要求書の中に含まれております。

要求書の中に18年度は含まれております。

実際18年度から20年度までの債務負担行為でございます。

これは2年分でございます、失礼しました。

2年分の方です。

○ 深田委員

20年度まで3年書いてありますよ。

2年分ですか。

○ 学校給食課長

この18年度につきましては、この委託料の中に含まれておりますので、実質は3年間分の表示をしておりますが、この金額は2年間分です。

○ 委員長

答弁できますか。

○ 学校給食課長

18年度、19年、20年度までですが、1年間934万5,000円でございます。

この18年度は本文の中に、それから1,800万の中は、これは2年間分でございます。

○ 深田委員

18年度からって書いてあるけど、結局19年度と20年度までが1,869万ということで、書き方が、これ誤解を招く書き方のように感じます。

違うですかね。

そして、これのうちの1年度が、今年度の委託費の中に入っているとおっしゃってるわけですね。

○ **学校給食課長**

そのとおりであります。

○ **深田委員**

では、ちょっと次をお聞かせください。

410ページの食器洗浄手数料356万8,000円、それと食器洗浄器洗浄手数料1万7,000円、両方。

これは何で手数料として払ってあるのか。

職員が食器とかを洗わないんですかね、お尋ねいたします。

○ **学校給食課長**

ここの部分につきましては、センターの、米飯給食のときでございます。

米飯給食のときの食器洗浄委託料でございます。

それから、同じく食器洗浄手数料——手数料は、ごめんなさい、失礼しました、手数料です。

○ **委員長**

ちょっと聞こえにくいですが、はっきり。

○ **学校給食課長**

食器洗浄器洗浄手数料1万7,000円です。

これは颯田センターの部分で、米飯のときの洗浄委託手数料です。

それからもう一点は、食器洗浄手数料は飯塚センターの米飯給食のときの手数料でございます。

施設がございませんので、職員では行うことができません。

○ **委員長**

学校給食課長、もうちょっと初めからゆっくり大きな声でおっしゃってください。

暫時休憩をいたします。

休 憩 11:50

再 開 11:52

○ **委員長**

委員会を再開します。

○ **学校給食課長**

この食器洗浄手数料につきましては、飯塚センターでは米飯をつくる施設がございませんので、米飯を委託しております。

これの洗浄手数料でございます。

年に90日ですか、小中合わせて90日の部分です。

それから、1万7,000円は颯田センターの分でございますが、これも食器洗浄の手数料でございます。

○ **深田委員**

結局、食器洗浄じゃないで御飯を炊いてもらってる手数料、お米をとぐ手数料ですか。

書き方が、科目の書き方がおかしいんじゃないですかね。

○ **教育部長**

先ほどから何回も御説明しておりますように、食器洗浄手数料356万8,000円につきましては、飯塚の給食センターでは米飯をつくる設備がございません。

したがって、委託しております。

その委託先における米飯のための食器を洗うための手数料を払っておるということでございます。

自分のところではしていないということですね。

委員が言われましたように、自分のところでもされるんじゃないかということでございますけれ

ども、米飯給食については委託をしておりますから、その米飯給食のための食器を洗浄することの手数料を払っておるといってございます。

○ 深田委員

お米をといだり炊いたりする手数料とは、また違う。
食器を洗うだけでですか。

○ 給食センター所長

今ご質問の分の食器洗浄手数料ですけども、これは今部長が申しましたように、米飯の場合は食器を、飯塚市で個人個人の1個ずつの食器を買って、それを業者の方に貸しておいて、それを1個1個炊いてもらって納品していただいております。

その部分で、また業者の方から引き取りにきて、そのまま持って帰りますので、その分の洗浄料になります。

数的にいいますと、単価で申しますと5.5円が洗浄代になりますので、その回数分と人数分でこのような金額になっております。

○ 深田委員

私たちが家を建ててもらったり、ちょっとした工事も、小さく分けて少しずつ工事費を取られると高くなるんですよ。

一括でぼんとするよりも、見積もりをもらうと。

だから、食器を洗い賃と炊き賃と、一緒に委託された方がいいんじゃないですか。

炊いてもらい賃も、この調理業務委託料で払ってあると思います、炊き賃も。

洗い賃と別々に分けた方が、私はたくさん支払わないといけなくなる。

メーカーに何でも委託するのが一番いいんですが、委託の仕方もいろいろあると思うんですよ。茶わん洗い賃が幾ら、炊き賃が幾らと分けるよりも、炊いて洗って幾らという委託の仕方があるんじゃないかと思いますが、今後検討していただきたいと思います。

それから、もう1カ所。

同じく410ページ、今の委託料の中の5番目に浄化槽保守点検委託料と、下の方に411ページに浄化槽利用負担金と2科目ありますが、どういうふうに違うんでしょうか、お答えください。

○ 学校給食課長

最初の委託料でございますが、浄化槽保守点検委託料につきましては、新しく新設されました庄内中学校の部分でございます。

続きまして、浄化槽利用負担金、19節に記載しておりますこの部分につきましては、颯田センターの部分でございます。

この部分につきましては颯田病院と合同使用のため、案分しまして、病院側へ浄化槽の利用負担金として支払うものでございます。

○ 深田委員

科目の書き方自体が、今度合併されたから、いろいろ地区によって言葉の使い方、経費の使い方が科目を――民間の場合は雑費とかで落としたりするもの、何に落としていいかわからないというのがある場合があるけど、ぴちっとしてあるからやりにくいと思いますが、浄化槽利用者負担金というのと、それは案分にしようと、保守点検は点検じゃないかと思うんですよ。だから、別に分けられるから。

利用者負担金とかになったら、使ってるから負担をする、保守料を別々に見積もりをとって、浄化槽が一緒じゃないでしょ、給食センターが一緒ですか。

病院の中にあるんですか。

○ 学校給食課長

颯田病院と颯田の給食センターはひつつきあって、横同士に設置されてあります。

よって、これは調査しますと同じ合併浄化槽を使っているというところで案分しているという
ところです。

○ 深田委員

わかりました。

だけど、利用者負担金という言葉はやっぱり使わないで、保守点検料の中に入るべき、半分負
担しても。

保守点検には変わらないと思うんですよ。

そのところを、今度はそういう感じになってるけど、やっぱり支出の場合、ややこしくなる
から——いろいろなところが浄化槽をつけてあると思いますよね、郡部の、飯塚市外は合併浄
化槽じゃないと、特に給食センターは、油とかいろいろが入りますからね。

だから、そうしたら学校の場合は浄化槽の、学校がつけている浄化槽の場合の負担は、給食
センターがあっても、ここの中には入ってきてないわけですかね。

○ 学校給食課長

飯塚の分につきましては下水の関係にしております、上下水。

この浄化槽利用負担金につきましては、颯田病院と給食センターが同じ合併浄化槽を使って
おります。

このために病院側へ負担金として、この使用料を案分したものを病院側へ払っとるわけです。

なお、病院は会計は別個でございますので、負担金という名目でしております。

○ 深田委員

浄化槽の保守点検料を、今度は負担金という格好で浄化槽の保守点検料を払っておりますと
いう意味ですね。

はい。

そしたら、今度は学校の中で、穂波とかは給食センターがある分は学校だから、給食セン
ターの独立会計で、特別会計にするのであれば、そんなに細かくどこの分を払うと維持管理で
出さないのであれば、人件費も給食に関係する人の人件費だけを載せてあるんですか。

だろうと思いますが、そうですかね。

○ 学校給食課長

人件費につきましては、給料のところでは52名分の一般職員の給与、それから調理員の給与、
それから調理員補助をしております臨時職員の給料を一般管理費の中に掲げております。
計上いたしております。

○ 深田委員

要するに、特別会計にされて、給食自体をぴちっと分けるようにしました。

だから、給食に関してどれだけの経費がかかっているか。

食材を仕入れただけじゃなくて、どれだけかかっているかを明らかにするために特別会計にし
ましたと、私は言われたと認識しております。

そういう意味からして、人件費も給食をつくる人、給食センターの人の人件費を、ここの中
で見えております、いろいろですね。

職員の給料、それに関係がある人の、事務所の中において給食の献立を立てたりする栄養士の
給料とか補助とかいう、臨時で給食をつくる人の、臨時の職員も全部給食に関することは見て
おります。

そしたら、浄化槽も——極端な言い方をしたら、今言うのであれば——電気も、給食にかかる
電気を別にすべきですよ、正確に言うならば。

そうでしょうか。

浄化槽がどうかかるかということ、普通のし尿よりも、厨房の方がものすごくウエートが高い
んですよ、浄化槽をつけるときの計算の比率からいうと。

そしたら、中学校の場合の浄化槽の維持管理はここの中に入ってない。

中学校とか、各学校で給食をつくっているものに対する浄化槽の維持管理費は、この中に半分負担はしてない。

分けてない。

ということ自体が、この特別会計にされた中身自体が、いい加減だなという感じを私は持ちましたが、違うですかね。

○ 学校給食課長

確かに、言われますように単独校、自校式につきましては、学校施設の方に入っております、ここの光熱水費につきましては、飯塚給食センターと颯田の給食センターと庄内の給食センターでございます。

○ 教育長

言われていることはよくわかるんですけども。

ただ、今度の場合は合併して一つになったものですから、そういうふうな形になってますが。

ただ、単独校でやってる、自校方式でやってる給食の場合、光熱水費とか、その他人件費とかを含めて、特別会計になったその中に全部入れられるかどうか、そこのところはちょっと勉強させてください。

現時点で、多分、今の段階では別々になっていると思います。

自校方式のところは、全部学校の施設の中でカバーしていると思うんですね。

それが、特別会計になったから、言われるとおり、それが全部分離できて、そちらだけで全部運営できるような形になれば非常にわかりやすい面があるかもわかりませんが、ちょっとそれは研究しないと、それがすぐできるかどうか、ちょっとわかりませんので、時間をいただきたいと思います。

○ 深田委員

合併したばかりですし、どれだけ給食センターで電気代が要ってる、水代が出てるの配分を何%するか、全体で払ってる電気代の何%が給食に使う分か、水道がどれぐらい使うぶんか、確かに大変だと思いますので、特別会計に分けられた初めですので大変だと思いますが。そういう意味からすると、今言う負担金を払ってあるのも、向こうで払ってもらえばいいじゃないかと思わざるを得ないのが実情でございます。

初めて合併した当初で特別会計にされた、これがよかろうと思って給食でどれぐらいかかっているか、材料代以外に食を与えることによって、どれだけかかるとかというものも、はっきり別にした方がいいということでされたんだと思いますが、今後、また見つめさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○ 林 時男委員

佐藤委員の質問にちょっと関連してはいますが、それを質問したいと思います。

前回の文教委員会で視察に行った際に、庄内中学がありましたよね、民間に委託してある。その食材を見て、昼の食材を見て、今まで見た食材の中で一番最低だったんですよ。

もう中学生の食事とは言えないわけです。

なぜかといいますと、小学校3年生から5年生、4、5年生ぐらいの量じゃなからうかと思うんですね。

それもパンがちょこっとですよ。

魚は小さいやつ。

それにお菓子みたいなやつがちょっと入るとる。

食材とは言えないんですよ。

そういう食材が出るということは、学校職員の方は、その実態を知っているのか、どこまで認

識があるのか、お答えください。

○ 学校給食課長

確かに質問者が言われるとおり、この前の文教委員会での視察のときにクラッカーですか、そういうものが置いてありました。

今後は7人の栄養士の打ち合わせの中だとか、あるいは地区ごとに献立に関する——よりよい給食をということで月に1回開催されておりますので——その中で、また反映させていきたいと考えております。

○ 林 時男委員

なぜこんなことを言うのかと申しますと、中学生の方たちも、やはり食が大きいわけですよ。勉強だけじゃなくてクラブ活動とか、いろいろな種目がありますよね。

それに、ああいう食事を与えると倒れるかもしれない。

また、倒れなかったら、力がないからクラブ活動の技術も上がらない。

そういう観点から、やはりそういうところを見つめ直して、検討するやなくて、早急にやっぱりやってもらいたいと私は思いますが、どうでしょうか、御見解は。

○ 学校給食課長

先ほどの質問のとおり、献立委員会あたりで早急に取り組んでいきたいと考えております。

○ 林 時男委員

それは、すぐやるということによっていいですか。

○ 学校給食課長

次回から開催されます各地区での献立を検討する会議の中で、来月からでも反映させていきたいということに考えます。

○ 林 時男委員

ありがとうございます。

もう、この質問終わります。

どうかよろしく願いしときます。

○ 深田委員

ちょっと関連いいですか。

60番の林委員の質問で、私も、ものすごくそのことは気にいたしておりました。

何度も言ってるように、栄養士が何人もいるのに、管理栄養士もいるんですから、献立を1カ所ですて、同じ献立を全部1カ所で購入しないと、特に人件費が安くつくというのがあるかもわかりませんが、庄内中学校は委託にしてありました。

だから、材料も委託に全部任せて予算を決めて買ってあるのかどうか、ちょっと気になりますので、そこをお答えください。

○ 学校給食課長

庄内中学校の場合は、栄養士が小学校・中学校で1名、栄養職員が配置されております。食材、あるいは献立につきましては栄養士がつくったもので、食材も栄養士が指示したものを購入して給食をつくっております。

○ 深田委員

今の答え。

栄養士が買ってですか、どっかで一括で購入して、委託のところに持っていったるんですか。

それとも、庄内自体の栄養士が注文をして買ってるんですか。

献立は庄内だけで立てたものの献立ですか。

そこのとこ、はっきりお願いします。

○ 学校給食課長

先ほどの質問者のとおり、庄内中学校は栄養職員が献立をつくり、栄養職員が食材を発注し、

栄養職員がその食材でもってつくらせるというところです。

○ 深田委員

ただいまの答弁で、来月からでも、すぐするという答弁でよかったなと思ったんですが、栄養士が、すべてが能力が同じではありません。

栄養士によって、ものすごく栄養士の能力の違いがあるし、献立にしても——だから、私たちが食事に行くときにも、同じ金額を出してもあそこのお弁当はおいしいよっていうように、栄養士によっても献立も違えばいろいろ違うと思うんですよ。

だから、私が言うように、管理栄養士がちゃんとおって、まずカロリー計算をして、中身のチェックをして、同じ給食——それは同じ献立は1カ所ですれば、来月からでも全部同じものをせえというのであれば、購入はどこであろうとできると思います。

だから、全学校、同じ献立にさせていただくと、将来は栄養士の人数も減らせると思います。

そして、管理栄養士の人数も減らせると思います、徐々に。

職種変更でもされていいんじゃないかと思います。

そういうふうに1カ所で献立をされて、同じ献立のものを全学校に配付する、献立表をですよ。

そうすれば、同じものを、全学校が同じ給食を食べられる。

そうしないと、今の答弁で、来月から検討させます、ぴちっとしますといっても、栄養士がかわらない限り、そんなに変わりません。

だから、管理栄養士会議か何かして献立会議をさせて、1カ所でぴちっとした献立をして、立派な献立をして喜ぶ給食を、全学校に献立表の配付をするように要望いたします。

よろしいでしょうか。

○ 委員長

要望ですか。

○ 深田委員

要望じゃないです。

できますでしょうか、お答えください。

○ 教育部長

ただいま委員の方から貴重な御提言がございました。

合併直後ということで、いろんなシステムの違い等々もございます。

今後、効率的な給食のあり方について、十分検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

○ 深田委員

給食のあり方じゃないんですよ。

献立は簡単にできるんですよ。

どっか1カ所でぴちっとして、それをファクスでばあっと流せばいいとでしようが、1カ月分。何が大変ですか。

ぴちっしてください、できますか。

○ 教育部長

今、ご質問のあっております献立の統一問題ということもございます。

効率的に給食をやっていくということも、全般的にとらえて検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

○ 深田委員

「検討します」は「しないこと」って、過去、私は合併する前に聞いた記憶があります。

「検討」は「しないこと」、だからされるのでしょうか、されないのでしょうか、お答えください。

○ **教育部長**

先ほども言いましたように、そういった協議をする場もございます。
したがって、今日いただいた意見というのは、十分そちらの方に提言して意見も聞いてみたいと思っておりますので、よろしく願います。

○ **委員長**

深田委員、よろしいですか。

○ **深田委員**

もういいです。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第63号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。

報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成18年度中学生海外研修事業について」、報告を求めます。

○ **学校教育課長**

平成18年度中学生海外研究事業について、報告をさせていただきます。

報告の内容といたしましては、あすの飯塚市を担う人材の育成を目的といたしまして、飯塚市内の中学生50人を、8月3日から8月18日までの15日間、オーストラリアへ派遣し、ホームステイ等を通じまして語学研修や国際交流を行います。

募集については4月1日号の市報の掲載と校長会で御案内をし、教育委員会及び教育委員会各分室及び市内各中学校で、募集要綱を希望者に配付いたしました。

4月14日から28日までの募集期間中に64名の応募があり、5月13日に英語の筆記試験、作文、面接及びヒアリング試験の選考会を行った後、5月15日の選考委員会で上位50名を合格といたしました。

今後、既に3回の事前研修は終わっておりますが、7月22日に第4回目の事前研修を行い、7月30日に結団式、8月3日に出発いたしまして18日に帰国いたします。

帰国報告会を9月23日土曜日に行う予定にしているところでございます。

以上、報告にかえさせていただきます。

○ **委員長**

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 永露委員

少しお尋ねをいたします。

今回の派遣人数が50名ということです。

それで、この事業につきましては、旧飯塚市と筑穂町が事業実施をされておったというふうに記憶しております。

それで、以前の派遣人数ですね、飯塚と、恐らく筑穂町、ひょっとして、申しわけありませんがほかにもあれば——わかりませんが——あれば、その分もあわせてお聞かせください。

○ 学校教育課長

飯塚市と筑穂と穂波と、3市町が海外派遣を行ってまいりました。

特に飯塚市の場合は、現在まで12回行っていますが、大体25名から30名、ほとんどオーストラリアが場所となっております。

それから、筑穂町は、ここも大体20名から25名で、イギリスの方に行っていたと聞いております。

穂波も、大体20から25名という人数でお伺いしております。

○ 永露委員

済みません、今ある程度幅を持たせて言われましたけども、昨年度の実績でお答えください。

○ 学校教育課長

済みません、筑穂町と穂波については手元に資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

旧飯塚市ですと、昨年は25名に対して応募者が25名ということで記録に残っております。

○ 永露委員

今、明確にされなかったんですけども、3自治体で事業実施をされておまして、その合計が最低でも70名くらい全体で派遣をされておったんだろうと思います。

今回、それが50名ということでされております。

3町から5自治体に合併したんですけども、そうなりますと範囲は広がった上に、相対的にものすごい数のダウンはされてありますが、それは財政事情といってしまうえば身もふたもないんですけどもね。

どういう観点から、こういう数を出されたんですか。

○ 学校教育課長

今議員の御指摘のとおり、答えは本当に財政の緊迫からしかななくて、50名で大体2,000万の金額が必要となります。

これが従来の飯塚市、筑穂、穂波、これを合わせますと3,000万以上の予算を投入しなければならなくなりますので、一応そこのところで50名という線を出しておりました。

○ 永露委員

この飯塚市の中学生の派遣につきましては、自分もある意味で深くかかわっておりましたんで申し上げたいと思うんですけども。

例えば、齊藤市長ね、市長の今回の立候補された一番の中心的な部分に、やはり教育というものが、かなりウエートを占められて立候補されたんだろうというふうに思っておりますし。時々話す中でも、私は市長と、ある意味教育に関しては非常に共通の部分が多いんですけども。

今回、いわゆる財政——すべてがそうですけども——財政難ということで、これまでの約70ぐらい、恐らく行っと思ったんだろうと思うんです、3自治体で。

それが合併後の1市4町、5自治体で50名というかなりの削減をされたわけですけども、そんなものかなと。

聖域を設けないといってしまうえば、もうそれまでですけども、そんなものかなと。

この中学生の海外派遣というものが、どんだけ大きな意味合いを持っているのかということにつきましても、市長も御存じのとおりだと思うんですけども、その点についての御意見を、市長、お聞かせください。

○ 市長

永露議員の話も納得しながら首を振っております。

実際にこういう数字、多分4町の方の数字が、私も20人・20人ぐらいじゃないかというような形のお話を今聞いたんですけども、実際にはつきり把握してないということも、これはいかんことだと思っておりますけども。

そういうことを別にしまして、学校教育の中における海外研修というのは、これは非常に大事だと思います。

逆に費用の持っていく方、逆に詰め方、今50人で2,000万という数字も出てますけども、逆にほかの行くことによって、それを使わなくてよかったり、逆に行くことじゃなくて来てもらうということもあるんじゃないかと思うし、そういうことを含めながら、やはり非常に厳しい財政ではありますけれども、海外の子供たちと交流ができるということだけじゃなくて、来てもらうことによって交流ができるのではなかろうかと思っておりますので、そういうことも含めて予算に対しては——今期の場合は今の数字で計上させていただいておりますけれども——平成19年度におきましてはしっかり精査しながら、やはり地域の宝でございますので、大事に育てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 永露委員

それともう一点ですけども、派遣人数を50名と決められ、その内訳を男女、それぞれ12名・38名という分け方をされてあります。

恐らく、これはひょっとしたら全体の数の案分率から出された——派遣人数を決めた割合のことを言っとるんですよ。

違うんですかね。

結果として試験が、男の方が程度が悪かったということですか。

○ 学校教育課長

男性は全部で18名応募があったんでございます。

試験で選考した結果、6名の子が落ちました。

これ選考試験の結果、たまたまこういう男子が12名、女子が38名という結果になりました。

○ 委員長

いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「学校施設の耐震化について」、報告を求めます。

○ 教育総務課長

学校施設の耐震化の現状につきまして御報告をいたします。

学校施設の耐震化の推進につきましては、文部科学省から15年度から17年度の3カ年計画で、公立学校施設の耐震診断を実施するようとの要請がなされておりました。

学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保することの重要性は認識しているところであります。

御承知のように、合併協議の最中であり、新市における対象建築物の実態把握までは行ったものの、事業実施までには至らなかったのが実情でございます。

また、厳しい財政事情も背景にございました。

したがって、飯塚市においては、耐震診断は実施していないと県へ報告をしておりませんでした。

お手元にお配りしております資料が、県に報告したものでございます。

資料の中ほどの欄外に手書きで数字を入れておりますが、左から学校数が34校、棟数が147棟ございまして、そのうち耐震診断を必要とする昭和56年以前に建築されたものが103棟となっております。

これは全体の70.1%となっております。

その報告に基づきまして、6月3日付の新聞各紙で学校耐震化の記事が掲載されたところでございます。

早速、県教育委員会と協議をいたしましたところ、文部科学省からは耐震化診断を、まずは実施すべきであるとのことであり、県教育委員会並びに関係部署とも協議をしながら、耐震化を計画的、効率的に実施していくための検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 委員長

報告を終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「第25回飯塚新人音楽コンクールについて」、報告を求めます。

○ 文化課長

第25回飯塚新人音楽コンクールについて御報告させていただきます。

このコンクールは、新人演奏家の発掘育成と地域音楽文化の向上を目指して、飯塚文化連盟、飯塚市教育委員会ほか4団体の共催で開催しているもので、昭和57年に第1回が開催されまして、ことしで25回目となります。

今では新人の登竜門として、また日本でも有数のコンクールとして、その名が全国に知られております。

飯塚新人音楽コンクールで大賞を受賞された方々は、ピアノ演奏者あるいはオペラ歌手として、その第一線で活躍をされております。

実施部門はピアノ部門と声楽部門で、本年度は予選が5月3日から5日までの3日間、本選が6月4日、日曜日に行われました。

本年度はピアノ部門に56名、声楽部門に55名の参加があり、審査の結果、ピアノ部門、声楽部門、それぞれ15名の方々が本選出場の資格を獲得いたしました。

本選では声楽部門で1名の不参加がございましたけども、出場されました29名の中から、それぞれ大賞、1・2・3位が、武蔵野音楽大学教授や東京芸術大学教授など専門の先生方の審査を受け選ばれております。

審査の結果は、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

なお、ピアノ部門では、残念ながら大賞は該当なしということになっております。

なお、今年の今後の予定でございますが、10月28日土曜日に、本選通過者を招いてコスモスモモンで招待演奏会を開催する予定といたしております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 柴田委員

飯塚新人音楽祭という、飯塚という名前がついた、本当に音楽家の登竜門ということで、もう25回になっているということ、これはわかりますが。

私もずっと参加しております、見学の意味で。

そうすると、参加者が本当に少ない。

これは飯塚市民として、何かある部分恥ずかしいな。

全国からこういう音楽家が見えてあるのに、参加者が少ない。

そして、その参加者の中でも、家族の方々が大分見えてあると思うんですが、それから推しはかると、どれだけの市民が参加しているかなと思うと、これほど素晴らしい音楽コンクールの会が行われておりますのに残念だなあという思いがして、いつも帰っております。

この点について、どのようにお考えになっておられるのか、今後もどのように取り組んでいこうとされているのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○ 文化課長

今御指摘のございましたように、私も今回初めての担当ということで行きましたけども、今言われるようなことを感じております。

このあたりをいろいろお尋ねして、私も人数が多い方がいいのではなかろうかというところで、いろんな募集をどうしたらいいかというような話をちょっとしかけたんですが、この中で、実はコンクールということで、あの場で小さな物音、かさかさというような袋の音でさえ、非常に審査をする先生方の耳ざわりになってきたりというようなことがあって、実はいっぱい来てほしいと。

いっぱい来てほしいけども、そういった小さな物音でも審査の邪魔になるというようなこともあって、いわゆる大っぴらにといいいますか、そういった募集、呼びかけはしていないというようなことでございます。

その募集につきましては、今御説明いたしました10月28日土曜日に、この本選通過者を招いて、コスモスコモンでまた演奏会を開催いたします。

ぜひ、そのときには多くの方に参加していただきたいというようなことを考えて、いろんなところに呼びかけをしたいというふうに考えております。

○ 柴田委員

今おっしゃったこと、本当によくわかります。

審査の対象になりますので。

それにしても、市民のそういうことに参加しようという意欲、またそういう案内というですかね、そういう部分もお願いしたいと思います。

皆様も本当に——やはり会場の中に入るときには心がけて入っております。

本当に静かに、そういう状況ではマナーとしては、参加していらっしゃる方々はそういう状況を持っていらっしゃるとは思いますが、市民のそういういろんな教育の場にもなっているのではないかと思いますので、ぜひ心がけて、そういうこと。

それから、10月のことも啓発をよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸修復前特別公開の実施について」、報告を求めます。

○ 文化課長

旧伊藤伝右衛門邸修復前特別公開の実施について御報告をさせていただきます。

今回の特別公開につきましては、総合政策課、商工振興課、文化課が中心となって実施するものでございます。

旧伊藤邸につきましては、近代和風建築物の文化的歴史遺産としての位置づけと、貴重な観

光資源として活用し地域の活性化を図るため、今年度から邸内修復工事を予定いたしております。

今年5月に開催されました産業考古学会第30回総会におきまして、新たに学会推薦の産業遺産に認定を受けるなど全国的に注目を受け、修復前の邸内公開を望む声が、市民はもとより市外の皆様からも寄せられている状況でございます。

このことから飯塚市といたしましても、市民を初めとした住民の皆様に修復事業の必要性和歴史的活用を認識してもらうことを目的として、7月22日、土曜日、23日、日曜日の2日間に特別公開を計画いたしております。

詳細につきましては、お手元に配付しております資料に記載しておりますが、委員の皆様におかれましても、ぜひ御来場いただきますようお願いいたします。

なお、実施に係る広報につきましては、市報の7月号及び飯塚市のホームページに7月1日から掲載し周知いたしております。

○ 委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 柴田委員

先日、文教の方で視察をさせていただきました。

そのときに伊藤邸の居間の中に―――何度か私も参加したときにすばらしいなと思ってた蝶々の羽根でつくった絵が掛けてありました。

居間の方に。

すばらしい絵だなと、行けば、いつもそれを見ておりました。

蝶々の羽根でつくった、色合いも鮮やかなすばらしいものでした。

それが今回、視察に行かせていただいたときに外されておりました。

それも、ちゃんと絵がもとにあったという感じの跡もついておまして、それが飯塚市に売り渡したというと同時に、それを日鉄が持っていかれたのであれば、あれはすばらしい―――ほかの方もおっしゃってました、あの絵がないねということで。

蝶々の羽根でモザイク的にかけられた絵がありました。

そう大きいものではありません。

それが、もし日鉄が持って帰られているのであれば、ぜひ何とかあれをもとの位置に戻していただけないかなという思いがあります。

ぜひそれを、ちょっと日鉄の方に問い合わせただけませんかでしょうか。

○ 文化課長

実は、その蝶々の件でございますけれども、あの建物自体は2月に無償譲渡ということでいただいております。

そのいただいた時点では、既にその蝶々の絵はなかったというふうに聞いております。

しかし、委員さん言われますように日鉄の方にいろいろと話を聞いてみて、またそれが市の方に寄贈していただけるのかどうなのか、そういったお話はお尋ねすることができると思いますので、その点、確認をしてみたいと思います。

○ 柴田委員

ぜひ問い合わせただきまして、今からの飯塚の本当に観光の地となります。

やはり絵を好きな方、いろいろな方が見えられると思いますが、ぜひ蝶々の羽根でつくったあの絵を、ぜひまた置いていただきますように要望して日鉄と話し合っただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料により報告いたします。

本件、工事名は二瀬中学校大規模改造工事であります。

この入札執行状況につきましては、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適用性等を考慮し、業者選考委員会において、手持ち工事のない建築Aランク業者を全社選考の上指名し、5月30日に入札を行いました。

その結果、予定価格1億2,688万5,150円に対し、落札額1億2,484万5,000円、落札率98.39%で、株式会社みぞえ住宅が落札しております。

なお、この入札は、予定価格及び最低制限価格を事前に公表し執行しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので御了承願います。

これをもちまして文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(閉 会) 12:44